



平成 22 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 日本アビオニクス株式会社
代表者名 代表取締役執行役員社長 鈴木 俊 一
(コード番号 6946 東証第二部)
問合せ先 執行役員経営企画本部長 露 木 満
(TEL 03 - 5436 - 0600)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 11 日開催の取締役会において、定款一部変更に関する議案を平成 22 年 6 月 29 日開催予定の第 60 期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第 194 条に規定する单元未満株式の買増制度を導入する旨の規定を、定款第 9 条（单元未満株式の買増し）に新設し、これに伴う所要の変更を行うものがあります。その他上記条文の追加に伴う条数の変更を行うものであります。
- (2) 監査役の増員に備え定数を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 22 年 6 月 29 日 |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成 22 年 6 月 29 日 |

以上

下線部分変更箇所

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 本会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 < 新設 ></p> <p> < 新設 ></p> <p>(員 数)</p> <p>第24条 本会社に監査役4名以内を置く。</p> | <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 本会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(单元未満株式の買増し請求)</p> <p>第9条 <u>本会社の株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第25条 本会社に監査役5名以内を置く。</p> |